

図10 便残渣評価基準フィルム

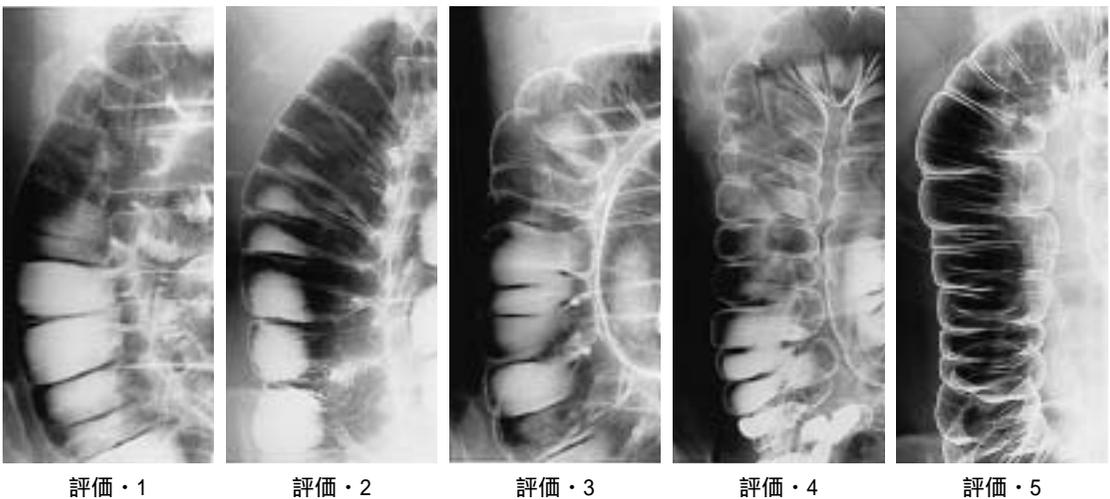


図11 バリウム付着評価基準フィルム

2 必ずしも、部位別便残渣評価の結果と最大便残渣評価の結果は一致しない場合がある。

(c)バリウム付着(バリウム付着評価基準フィルム)

(1)バリウム付着評価基準を評価1～5の5段階評価とする。

(2)バリウム付着の評価基準として、バリウム付着基準フィルムを図11に示す。

(3)バリウム付着の評価基準を以下に示す。

評価1：腸管の辺縁，粘膜面ともに描出が不明瞭である。

評価2：腸管の辺縁は多少描出されているが粘膜面は不明瞭である。

評価3：腸管の辺縁，粘膜面ともに一部描出されている。

評価4：腸管の辺縁は描出されているが，粘膜面は一部描出されている。